

宍粟市教育委員会告示第3号

宍粟市通学バス使用料の徴収及び減免に関する要綱等の一部を改正する要綱をここに公布する。

平成31年3月7日

宍粟市教育長 西岡章寿

宍粟市通学バス使用料の徴収及び減免に関する要綱等の一部を改正する要綱

(宍粟市通学バス使用料の徴収及び減免に関する要綱の一部改正)

第1条 宍粟市通学バス使用料の徴収及び減免に関する要綱（平成27年宍粟市教育委員会告示第13号）の一部を次のように改正する。

別表宍粟市立三方幼稚園の項を削る。

(宍粟市延長保育・一時預かり事業実施要綱の一部改正)

第2条 宍粟市延長保育・一時預かり事業実施要綱（平成27年宍粟市教育委員会告示第14号）の一部を次のように改正する。

「民間保育所等」を「保育所等」に改める。

第3条第1項中「事業を委託した施設」を「指定した施設」に改める。

別表イに備考として、次のように加える。

備考 法第19条第1項第1号の支給認定を受けた子どもが、振替休日及び教育標準時間終了後引き続き、一時預かりを利用する場合は、1時間当たり200円とする。

(宍粟市立保育所を臨時に休所する基準を定める要綱の一部改正)

第3条 宍粟市立保育所を臨時に休所する基準を定める要綱（平成30年宍粟市教育委員会告示第13号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宍粟市立保育所等を臨時に休所する基準を定める要綱

第1条中「(以下「保育所」という。)」を「及び認定こども園(以下「保育所等」という。)」に改める。

第3条中「保育所」を「保育所等」に改める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。